

# 酒田市立十坂小学校いじめ防止基本方針

(令和4年4月25日改訂 随時改訂)

## 1 はじめに

いじめは、人として許されない行為である。しかし、どの学校、どの学級、どの子にも起こりうることから、校内組織だけでなく家庭や地域、教育委員会はじめ関係機関と連携して「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組んでいかなければならない。

いじめ問題の防止にあたっては、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップのもと学校教育全体、全教職員で組織的にいじめ問題への取り組みを行い、子どもの生命・人権を尊重することに全力をつくしていく。子ども一人一人のいのちをかがやかせることができるようにするために、日頃の教育活動のあり方を考え改善しいじめを生まない学級・学校、人間関係の土壌作りを日々実践していくことが求められる。

## 2 いじめの定義

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的かつ物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が、心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(いじめ防止対策推進法第2条)

本校では下記4つの要件(①～④)に全て当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ① 加害者、被害者とも「児童」である。
- ② 加害者と被害者が、「一定の人間関係」にある。
- ③ 加害者が被害者に「心理的又は物理的な影響を与える行為」を行っている。
- ④ 被害者が「心身の苦痛」を感じている。

### <いじめの解消>

次の①と②の要件を満たした場合、いじめが解消したと判断する。

- ①被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが、相当の期間連続していること。(少なくとも3ヶ月以上)
- ②被害児童生徒本人が、心身の苦痛を感じていないこと。

### 3 いじめに対する基本認識

本校では全ての職員が「いじめの防止」に向け、下記の6点の基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定し、共通の認識を持って教育活動を展開していく。

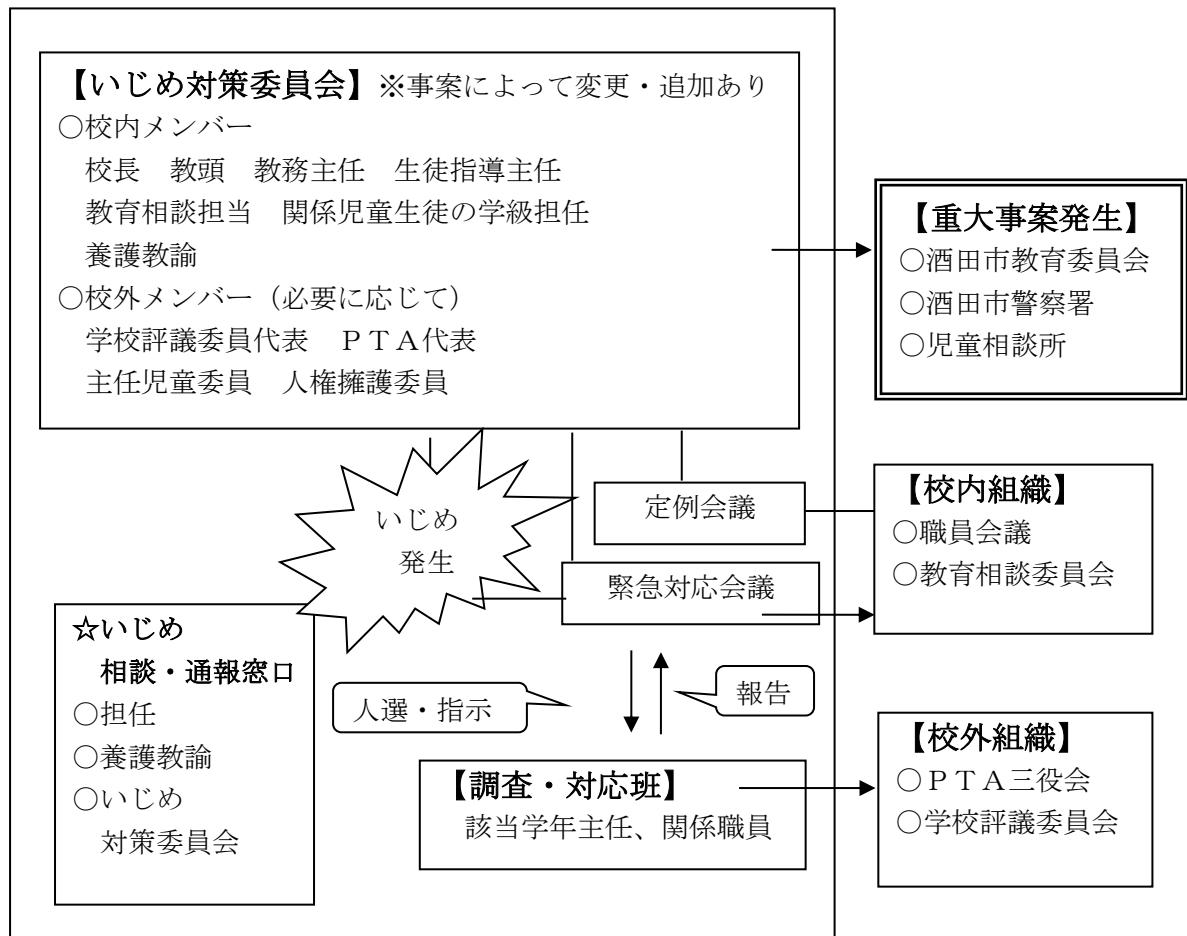
- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。（チェックリストの活用）
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ けんかやふざけ合いであっても、児童が感じる被害性に着目して指導にあたる。
- ⑤ 各種団体や教育委員会、専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑥ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

### 4 いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめ問題への取組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめ対策委員会」を置き学校全体で組織的に取り組む。その構成員は、校長と、校長が任命したメンバーを基本とするが、校内だけでなく外部にも依頼するなど、事案によって変更や追加を行い対応にあたる。

なお、重大事案発生の際は、酒田市教育委員会・酒田市警察署・児童相談所等の監督官庁・関係機関に報告し、会議に入っただきながら指示・支援を受ける。

【十坂小学校いじめ対策委員会】



## 5 いじめの防止等に向けた取り組み

【本校のめざす子ども像】

「広い視野を持って、挑戦し続ける子」

(学校教育目標→めざす子ども像→自己指導力より)

### (1) いじめを生まない学校づくり

#### ◆社会的規範を身に付けさせるとともに、自己肯定感を高める。

- 規範意識を高め、「いじめを決して許さない」という心を育てる。
- 自己肯定感や自己有用感を育てる。
- お互いの人格を尊重し合う心を育てる。
- いじめの背景にあるストレスに対処できる心を育てる。

#### ◆確かな学力と学習への意欲、自己学習能力を育てる。

- 温かく落ち着いた学級風土をつくり、一人一人を生かす教育活動に努める。
- 分かる授業、できる授業の実施に努める。
- 学習内容の定着を図る。

#### ◆事前の活動や事後の活動を重視し、一人一人の集団活動への参加意欲を高める。

- 仲良し班活動  
年間を通し、仲良し班（縦割り班）で、学校行事や児童会行事、清掃活動に取り組みさせる。
- 話し合い活動・学級会  
話し合い活動や学級会等を通し、「自己のめあて」や「グループのめあて」を明確にさせて、班や学級の活動に取り組みさせる。
- 振り返り活動  
仲良し班（縦割り班）の活動後に自己評価と相互評価を行い、次の活動へ意欲をもたせる。
- ブロック集会と級友タイム  
同学年や異学年の友達との関わりを豊かにし、相互理解を深め、学級集団としての一体感を持たせていく。

#### ◆道徳教育を充実させ、道徳的価値の実践化をはかり、他者を尊重する気風を育てる。

- 山形県道徳読み物資料集「いのちを見つめる」や関連資料を積極的に活用する。
- 日常生活を振り返らせ、自分の生き方を探らせる。

#### ◆学校評価アンケートに示された児童や保護者の声を受け止め、児童や保護者から信頼される学級、学校づくりをしていく。

### (2) いじめの早期発見

＜教職員の姿勢＞

- ・教職員は児童に積極的に関わり、児童の多面的な理解に努め、いじめのサインを見逃さない。
- ・いじめは絶対に許さないという厳しい姿勢と、いじめられている子を学校全体で絶対に守るという姿勢を示していく。
- ・教職員は自分の言動や行動がいじめの助長につながらないように指導にあたる。

- ・「情報共有」「共通理解」を図るため、「いじめ防止対策委員会」を6月と12月と2月に行い、事実把握のための調査と対処のための方針や方法を協議する。また解決に向けて児童への適切な指導を行う。
- ・いじめやいじめに発展するおそれのある言動を発見したら、速やかに教頭に報告し、全職員が情報を共有し、組織として指導、支援していく。
- ・該当児童の家庭、児童の健全育成に関わる関係諸団体や機関と連携し、情報交換と行動連携に努める。

<児童理解>

- ・職員会議及び職員打合せで、「児童理解」の時間を設けて、定期的に情報の共有化を図ることで、いじめの早期発見に努める。

<いじめ防止アンケートと連動した教育相談>

- ・「いじめ防止アンケート」（年間2回）と、児童一人一人への「心のアンケート」（各学期毎）を実施し、児童一人一人の声に耳を傾けたいじめの早期発見・早期対応に努める。

<QUアンケート>

- ・「QUテスト」を年2回実施し、レベル指標に課題のある児童への支援を行う。

(3) インターネットによるいじめの防止

- ・児童の携帯電話やインターネットに接続可能な機器等の利用状況を調査し、適切な利用について児童・保護者に啓発活動を行い、情報モラル教育の充実に努める。

(4) いじめの被害者になりやすい児童への特別な配慮

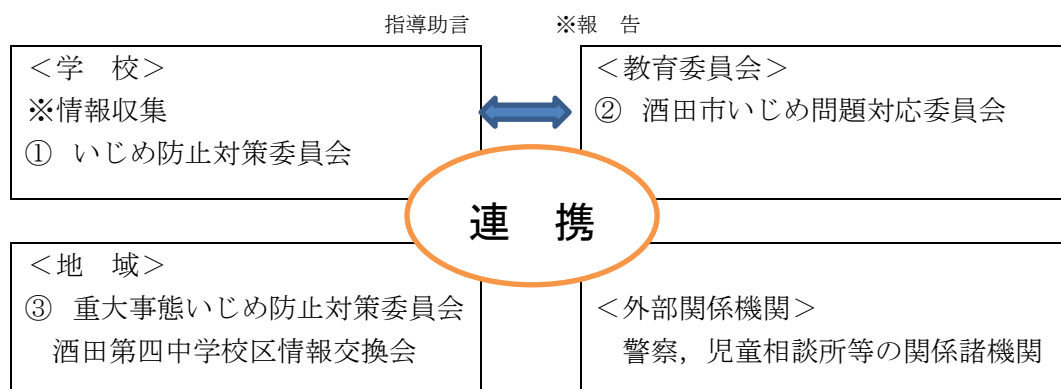
- ・発達障がいを含む障がいのある児童、帰国子女や外国と関わりのある家庭の児童、LGBT(性的少数者)の児童、被災児童の理解を深めるとともに適切な支援を行う。

(5) 地域・保護者との連携

- ・電話や連絡帳、面談等、地域・保護者から寄せられた情報に対しては、丁寧に事実を確認し、連携に努める。

## 6 いじめに対する処置

### (1) 組織と役割



※重大事態に疑いがあると認められたとき、校長は設置者に報告する。

### ① いじめ防止対策委員会

- 事実関係の把握のための調査を受け、対処のための方針や方法を協議する。
- いじめの現状や防止策について協議することを通して、子供をいじめから守る取り組みの充実を図る。
- 解決に向けて、児童に指導を行うとともに、保護者にも報告する。
- 「校長、教頭、教務主任、教育相談担当、養護教諭、生徒指導主任、関係児童生徒の学級担任・その他事案に関係する職員等」で構成する。また、必要に応じて「スクールカウンセラー、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの地域人材等」を加える。
- 重大事態が発生した場合など、必要に応じて臨時の会議を開催し、問題解決の方針や対応について協議し、対処する。

### ② 酒田市いじめ問題対応委員会

- 「酒田市いじめ防止対策の推進に関する条例」第10条～18条による組織。  
(平成27年3月2日公布施行 条例2号より)

### ③ 重大事態いじめ防止対策委員会

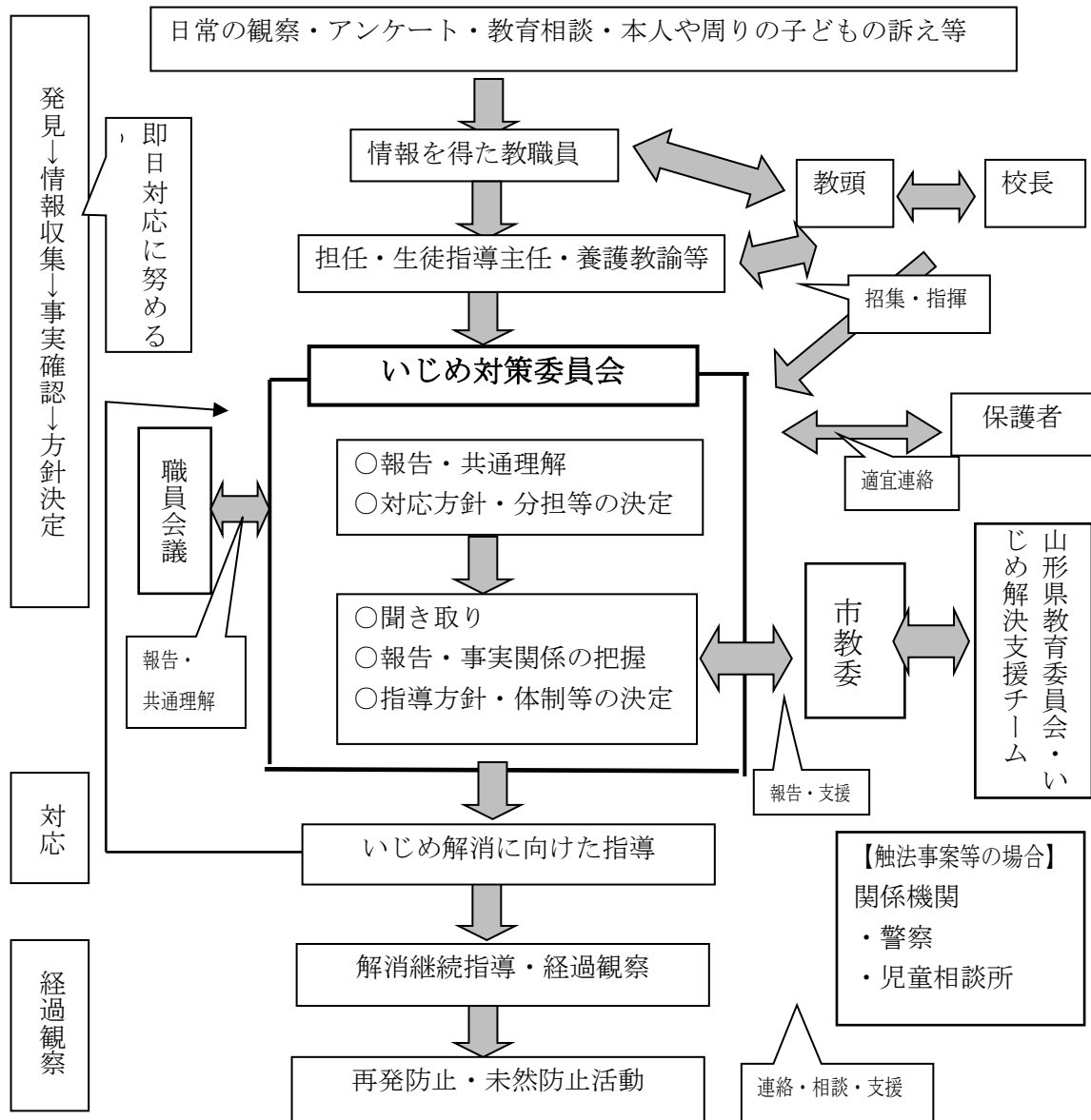
- 重大事態が発生したときに、校長は重大事態いじめ防止対策委員会を開催する。  
重大事態いじめ防止対策委員会の参加メンバーは下記の通りとする。

酒田市教育委員会、PTA会長・副会長、主任児童委員、十坂コミュニティ振興会会長  
各地区自治会会長(青少年健全育成担当)、酒田警察署  
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、担任、養護教諭、  
※事案によって委員会の規模を拡大・縮小して対応する場合もあるものとする。

### (2) いじめの事実が確認された際の対応

- ・ いじめを受けた児童とその保護者に対する支援を行う。
- ・ いじめを行った児童に対する指導やその保護者に対する助言を行う。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものという認識にいたった場合は、酒田警察署に通報し、警察と連携して対処する。
- ・ 懲戒、出席停止制度を適切に運用していく。
- ・ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう、「いじめを行った児童を別の教室で授業を受けさせる」等の対応をとる場合もある。
- ・ 児童がけがをしたり長期間欠席することを余儀なくされたりした場合、または、その疑いのある場合は教育委員会に報告し、学校が調査を行い、調査結果を教育委員会や保護者等に伝える。
- ・ スクールカウンセラーや臨床心理士、酒田市教育相談員などの協力を得ながら、いじめを受けた児童の心の傷を癒す支援をしていく。
- ・ 傍観者の立場にいた児童たちにも「いじめを黙認し助長している。」ということを指導していく。

## 7 重大事態への対処



### 【生命または身体の安全がおびやかされるような重大事案の場合】

○次のような場合は、「重大事案」として対応を進める。

- 子どもが自殺を図る。
  - 身体に重大な傷害を負う。
  - 金品等に重大な被害を受ける。
  - 精神性の疾患を発症する。
  - 相当の期間、欠席を余儀なくされる。
  - 刑法に抵触する。
- 等

- 監督官庁や警察などの関係機関に報告し、指示・支援を受けながら迅速に対応する。
- 事案によっては、説明文書の配布や緊急保護者説明会の開催を実施する。
- 電話対応担当やマスコミ対応窓口を設置し、誠実な対応に努める。